

第4WG（共通基盤）審議状況

参考

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
I 統計の 品質確保・ デジタル化	1 P D C A サイクルの確立			○				<p>【総合的品質管理（TQM）の推進】 各府省の幹部職員のリーダーシップの下、総合的品質管理（TQM）に係る取組を、総務省の助言・支援を得て推進するとともに、更に改善・深化させることが必要。</p> <p>（P D C A サイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善） i) 総務省は、令和4年度における取組の結果を踏まえ、各府省における業務マニュアルの適切な整備を促し、統計調査の業務プロセスの標準化を進展させる観点から、業務マニュアルに記載すべき内容の目安を示す「統計作成ガイドブック」を策定する。また、事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドライン及び「統計作成プロセス診断の要求事項」の改定を行う。 【総務省；令和5年度（2023年度）前半までに実施する。】 ii) 各府省は、上記 i) による改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を行うとともに、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、各府省の統計幹事は、業務マニュアルの整備・更新やP D C A サイクルの確立・定着についてリーダーシップを發揮し、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証（自己点検）が的確に行われることを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。 【各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】 iii) 総務省は、改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和4年度に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。 【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】 (業務マニュアルに記載のない事態が生じた場合の対応) iv) 総務省は、「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務を遂行する際に、業務マニュアルに記載されていない例外措置を行った場合、又はその時々の事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合には、その記録を残すべき旨を盛り込む。 【総務省；令和5年度（2023年度）前半までに実施する。】 v) 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）などの機会に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか、また、業務マニュアルの記載内容を見直すかどうかを検討する。 【各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p>	<p>【審議結果】 基本的な考え方をおおむね了承</p> <p>（主な意見） ・各府省の自主的な取組を支援するためには、総務省の体制が重要であるという点を改めて強調したい。 ・業務マニュアルは、作成するだけではなく、それを職員に共有して浸透させていく過程が重要。 ・遅延調査票がどんな問題を引き起こし得るのか、実際の統計でどのようなことが起こっているのか、引き続き検証していく必要があるのではないか。 ・遅延調査票の取扱いを明確化した上で、マニュアルで対処しきれないことがあった際には報告・相談するというPDCAサイクルを回していくことが大事ではないか。 </p>

第4WG（共通基盤）審議状況

参考

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
								<p>（変更管理の取組の導入）</p> <p>vi) 各府省は、統計作成プロセスの変更時におけるリスクを低減するため、特に、統計作成プロセスの重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組（以下「変更管理」という。）を確実に実施する。</p> <p>【各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>vii) 総務省は、各府省における変更管理の取組を支援するため、業務プロセスの変更が他の業務プロセスに影響を及ぼした事例、変更管理によって問題発生を未然に防いた事例等を収集・整理し、各府省に提供する。また、総務省は、収集・整理した事例の分析を踏まえて、「統計作成ガイドブック」に変更管理の手法や事例を掲載し、各府省は、その内容を踏まえ、所管する各統計調査の業務マニュアルについて必要な改定を行う。なお、総務省は、その後も、事例の収集等を進め、統計作成ガイドブックの内容を充実させる。さらに、総務省は、統計研究研修所における基礎・応用等の段階的に区分されたレベル別研修に、変更管理の手法等を順次盛り込む。</p> <p>【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>（遅延調査票の取扱いの明確化）</p> <p>viii) 各府省は、各統計調査の特性に応じ、統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理する。</p> <p>【各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>ix) 各府省は、業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載し、その取扱いの適否について、点検・評価ガイドラインに基づいて実施する事後検証（自己点検）において、定期的に確認を行う。</p> <p>【各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>x) 総務省は、遅延調査票の取扱いが「遅延調査票への対処基準」に沿って確實に実行されるよう、遅延調査票の取扱いについて「統計作成ガイドブック」に記述する。また、基幹統計調査については、総務省が行う「統計作成プロセス診断」において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかを確認する。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>	

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
	2 統計基盤のデジタル化の推進		○					<p>【e-Statの改善】</p> <p>社会全体における統計データの利活用の推進を図るため、情報通信技術（I C T）の進展に合わせた統計データの提供や、ユーザーのニーズを踏まえたルールの整備やシステムの整備を中長期的に進めていくことが必要。</p> <p>i) 各府省は、統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な統計データの整備に係る各種方針を踏まえ、メタデータの整備、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、A P I機能に対応するための統計情報データベースでの登録を計画的に実施する。加えて、総務省と連携して、統計調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Statに登録する。</p> <p>なお、総務省は、上記方針を情報通信技術（I C T）の進展やユーザーニーズを踏まえて隨時見直すとともに、各府省への統計データの登録に係る周知や、各府省における統計データの登録状況を確認しつつ、当該業務を引き続き支援する。</p> <p>【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p> <p>ii) 総務省は、e-Statについて、検索性の向上、データカタログ機能の追加、ユーザーインターフェースの改善を図るとともに、各府省が利用するその他の政府統計共同利用システムについても、利便性や操作性の向上、機能改善を図る。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p>	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方はおおむね了承</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> APIのメリットは十分浸透していない面がある。e-Statの持つ潜在的な力、付加価値等を積極的にアピールしてほしい。 全ての情報をe-Statに掲載することは難しいと思うが、過去にweb上で公表された情報が失われないよう配慮してほしい。 データの保存や時系列の整備は重要だが、リソース制約などもあるので、コストベネフィットなども勘案しつつ、引き続き取り組んでほしい。 公表データファイルに統一的な分類コードを付すなど、業務統計を含め、統計データ間の連携や接続がしやすい環境を整備していく必要がある。 e-Statはデータ分析の前段に欠かせないデータ収集のための重要なツールであるので、統計専門人材を育成するためe-Statの教育現場での活用を推進してほしい。 e-Statの整備・改善においては、一般の利用者からの利便性等に関する意見はもちろん、統計職員による利便性・操作性などに関する意見も把握し、業務の負荷を考慮しつつ対応してほしい。 e-Statについて、業務統計の掲載や外国の優れた統計データベースの機能なども参考にしつつ機能改良をしてほしい。

第4WG（共通基盤）審議状況

参考

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
				○				<p>【デジタル化の推進】</p> <p>i ①) 総務省及び（独）統計センターは、調査対象者が政府統計共同利用システムの e – S u r v e y を用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、H T M L 形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。</p> <p>・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取り込み機能を実装する。</p> <p>・現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。</p> <p>などの検討に速やかに着手し、改修を進める。</p> <p>【総務省；令和 5 年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>②) 各府省は、「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、上記①の e – S u r v e y の積極的な導入やモバイル機器携帯型端末の活用などの改善策を検討し、回答率の向上を含めオンライン調査の推進を図る。</p> <p>ii) 総務省及び（独）統計センターは、汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システム等を通じて各府省に提供する。この提供に併せて、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を開始する。</p> <p>【総務省；令和 5 年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>iii) 各府省は、業務マニュアル等の整備を行う際に、集計システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなどの見える化を図る。また、上記 ii) の汎用的な集計ツールなども活用し、集計システム全般を改善するとともに、システムを用いたエラーチェック等、データ審査のデジタル化を推進する。</p> <p>【各府省；令和 5 年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>iv) 総務省は、デジタル技術を活用した、業務マニュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方や、デジタル化に資する統計作成プロセスの標準化の推進、関係者間のコミュニケーションの効率化等について、引き続き技術的な検討を行う。</p> <p>【総務省；令和 5 年度（2023年度）から実施する。】</p>	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方はおおむね了承</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化は、統計作成プロセスの適正化を促進するだけでなく、統計利用の重要な基盤にもなるため、作成者と利用者の両方の視点を持って総合的に検討していくことが望ましい。 ・デジタル化は非常に重要であるが、万能ではない。デジタル化さえすれば、ミスもなくなり人手も要らなくなると誤解されないようアナウンスすることも必要ではないか。 ・次期基本計画の取組中にも、社会全体のデジタル化は進んでいくことから、社会のデジタル化に合わせて施策を拡充していくことが望ましい。 ・システムを拡充すると品質が低下することがあるので、品質の点検を行い、低下させないよう拡充するとともに、低下している分があれば、品質改善ができるよう予算を確保していくことが必要ではないか。 ・調査を実施する関係機関同士のコミュニケーションがより図られるようなツールの活用とデジタル人材の育成が必要ではないか。

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
			○					<p>【ビッグデータの活用】</p> <p>ビッグデータを公的統計の中で活用し、その活用結果を定期的に公表していくことは、その捕捉する範囲・頻度の拡大や報告者負担・業務負担の軽減の観点から、引き続き重要な取組である。このことを前提に、今後は既存の枠組みにとらわれない外部の視点等も取り込みつつ、以下の取組を推進する。</p> <p>i) 総務省及び各府省は、ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を順次実施し、その成果（β版、試算値、参考値など）及びデータに関する情報を可能な限り公開し、フィードバックを得て更に検証を進める。</p> <p>【総務省及び各府省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p> <p>ii) 総務省は、ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を行うため、ビッグデータを試験的に利用（ビッグデータ・シェアリング）できる場やビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する場（ビッグデータ・ポータル）の準備など効果的な環境整備を行う。このうち、ビッグデータ・ポータルにおいては、ビッグデータの活用に関し、情報共有、関係者同士のマッチング、新たな利活用事例の創出等に向けた取組を促進するとともに、ビッグデータ・ポータルを利用する利用者のニーズ等も踏まえ、情報のアップデートや機能の追加・強化など、必要な対応を隨時行う。また、ビッグデータ・シェアリングの実施に向け、主にビッグデータの保有者である民間企業と連携しつつ、データ分析に係るイベント等を隨時開催するなど、関係者のネットワークの構築を図るための取組を検討する。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p> <p>iii) 総務省及び各府省は、P O Sデータ、ウェブスクレイピングデータ及び人工衛星データ等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するなど、更なる活用を検討する。</p> <p>【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p> <p>iv) ビッグデータに関する各種課題の解決に向け、総務省が中心となって各府省や関係機関とも連携しつつ、各種データの実証研究等を行い、ビッグデータ連携会議に報告する。</p> <p>【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p>	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方はおおむね了承</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビッグデータの定義に関して国連がレポートを出しているので参考にしてほしい。 ・政府がビッグデータを活用する意義として、第一義的には公的統計の改善に貢献していくところ、つまり報告者負担の軽減や精度の向上に、一層フォーカスすべきではないか。 ・横の連携が図られるためには、産業分類コード等のコードインフラを民間にも積極的に開放し、win-winの関係を構築できるよう普及し、使っていただくことが必要ではないか。 ・ビッグデータについての研究者や官庁統計に携わっている方々の分析・評価は、その質の向上に資する。 ・ビッグデータ作成・保有者の共有・公開に関する意向を把握する必要もあるのではないか。 ・今後の取組の視点として、アジャイル型の視点などを具体的に追加してはどうか。 ・既にあるビッグデータと政府のニーズとのマッチングが難しい。このようなマッチングと同時に政府が活用できるビッグデータの検証をしていくことが必要ではないか。 ・ビッグデータを使った経験がある研究者は少ないと思うので、研究者がどう使っていくかも課題ではないか。 ・ビッグデータの利活用のためには、匿名化・安全性の確保などの前提づくり、利便性、コストの問題、アジャイル型のアプローチを含めて検討することが必要ではないか。 ・ビッグデータ・トライアルに関する連携の担い手として、地方公共団体や民間を明示してはどうか。

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
	3 統計の比較可能性の確保等の取組		○					<p>【統計基準の整備】</p> <p>統計基準は、公的統計の統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として重要な役割を担っており、引き続き、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適時・的確に見直しを行っていくことが必要。</p> <p>i) 日本標準産業分類については、生産技術の類似性に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた見直しとなるよう、令和5年度（2023年度）までに改定を行う。 【総務省；令和5年度（2023年度）までに実施する。】</p> <p>ii) 日本標準職業分類については、国際標準職業分類の状況や職業に関する動向等も踏まえつつ、令和8年度（2026年度）までに改定することを目指す。 【総務省；令和8年度（2026年度）までに実施する。】</p> <p>iii) 生産物分類については、令和8年経済センサス－活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、令和5年度を目途に財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。併せて、より一層の活用を促進する観点から、経済センサスの適用状況等を踏まえつつ、統計基準としての設定も視野に入れて検討を進める。 【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方はおおむね了承</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ駆動型社会の実現に向け、日本標準産業分類等のコードを積極的に情報発信（開示）し、将来的に、統計データ、民間データ及び行政記録情報等の間で接続ができるよう工夫されれば良いのではないか。 ・生産物分類について、日本標準商品分類の取扱いも含め、それらの関係の整理が必要ではないか。 ・就業構造の変化に伴う新たな働き方などの把握や調査間での比較可能性が重要。 ・季節調整法の最新の状況も踏まえた方向性の確認は必要ないか。

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
II 統計調査の環境整備・改善	1 統計調査の環境整備				○			<p>生活スタイルの多様化や企業活動の多角化など統計調査を取り巻く環境が一層複雑化する中で、統計調査の円滑・効率的な実施や統計精度の向上を図るために、デジタル化の進展など社会経済状況に応じて、報告者がより回答しやすい環境を整備していくことが必要。</p> <p>i) 統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に引き続き取り組むこととする。また、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。</p> <p>ii) 総務省は、統計精度や回収率の向上、業務の効率化に資する企業調査支援事業の充実・発展を図る観点から、独立行政法人統計センターにおける専任スタッフの計画的な育成を含め必要な体制を整備する。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>iii ①) 総務省及び（独）統計センターは、企業調査支援事業の業務効率化並びに政府統計共同利用システムのe-Surveを含めた利便性の向上及び調査対象者の負担軽減を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する ・ 調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する ・ 現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する <p>などの検討に速やかに着手するとともに、更なる利便性向上のための機能についても検討を行い、改修を進める。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>②) 各府省は、「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、上記①のe-Surveの積極的な導入やモバイル機器携帯型端末の活用などの改善策を検討し、回答率の向上を含めオンライン調査の推進を図る。【各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方はおおむね了承</p> <p>(主な意見)</p> <p>整理中</p>

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
	2 報告者の負担軽減				○			<p>【行政記録情報等の活用】</p> <p>i) 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を定期的に実施し、その結果をホームページに掲載とともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。</p> <p>【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>ii) 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。</p> <p>【内閣府、財務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>iii) 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。</p> <p>【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方はおおむね了承</p> <p>（主な意見）</p> <p>整理中</p>
	3 災害・感染症等の発生時における対応								
Ⅲ 統計の利活用の推進	1 EBPMの推進・民間での活用の促進		○					<p>【統計ニーズの把握】</p> <p>公的統計の作成及び提供に当たっては、社会経済情勢の変化に伴い生ずる統計ニーズを把握し、そのニーズに的確に対応することが重要であり、引き続き、統計ニーズや報告者の声を把握し、改善の取組を不斷に進めていくことが必要</p> <p>i) EBPM推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を経常的に募集し、また、各府省が収集した報告者の声や統計ニーズのうち、府省横断的な検討が必要と考えられるものについて各府省から報告を受け、これらの募集や報告により把握した提案等について、関係府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p> <p>ii) 所管統計調査の企画・設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。</p> <p>【各府省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p>	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方はおおむね了承</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EBPMの実現のために幅広いニーズ把握に努める必要があることを強調した上で、報告者に過度な負担をかけないよう対応していく方向性が良いのではないか。 ・報告者の負担軽減、府省側ニーズ、実施側ニーズは、どちらか一方に偏るのは問題で、それらのバランスはとっていただきたい。 ・時系列データの充実など調査の負担を増やすよりもニーズに応えられるものもあるが、この場合もリソースは必要。学会との連携・協力などの方向性が打ち出せないか。 ・統計作成者側が統計の必要性などのニーズを的確に把握・理解することによって、当事者意識が高まり、より良い統計が作成される好循環が生まれてくるのではないか。

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
Ⅲ 統計の利活用の推進	1 EBPMの推進・民間での活用の促進			○				<p>【統計リテラシーの向上】</p> <p>総務省は、統計リテラシーの向上、また、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成や統計人材の育成の観点から、関係府省や教育機関等と連携しつつ、「統計の日」を中心とした各種事業・イベントの開催、地方公共団体における取組の支援を行うほか、よりきめ細やかな習熟度別や業務別といった様々な切り口での学習コンテンツ等を作成し、それらの更なる充実を図るとともに、それらの提供手段の多様化も図る。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p>	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方はおおむね了承</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体の職員に対する研修については、各府省の統計担当職員の統計リテラシーをどのように向上させるかという課題との関係で別の項目で整理し、国の担当職員の研修受講状況などの情報も含めて記述することで、改善に向けて取り組んでいるという印象を伝えることができるのではないか。 ・総務省が提供する学習サイト等は非常に良質なコンテンツであるが、あまり知られていないので、アクセスやアピールしやすい形に発展させてほしい。 ・リテラシーの問題で一番大事なのは、初心者に教える人が少ないということではないか。 ・GIGAスクールの取組の中で統計リテラシーの向上をリンクageすると良いのではないか。 ・統計リテラシーを考えていく上で、大学、大学院でのデータサイエンスに向けての教育機会が充実してきている状況を踏まえ、大学、高等教育機関との更なる連携をしていくことが望ましい。 ・国民全般への統計リテラシーの向上の機会拡充、専門性ある職員の資格付与や統計リテラシーの向上に向けて、ライブ配信やオンライン研修の充実といった手法が、今後の具体的な学びの保障になるのではないか。 ・統計教育では、人材の裾野を広げる底上げ的な視点と高度統計専門人材として先頭を走って引っ張っていく視点の2つの視点が必要ではないか。 ・今あるコンテンツをできるだけアクセスしやすい、アピールしやすい形で発信する取組をしたら良いのではないか。また一層活用しがいのあるものにするため、デジタルの技術の進化に応じての統計の在り方・活用の仕方の進化も反映すると良いのではないか。
	2 調査票情報の利活用の促進								

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
IV 統計リソースの確保・人材育成	1 統計リソースの確保と業務効率化			○				<p>【各府省の体制強化】</p> <p>i) 各府省は、統計作成における重大事象の発生を抑止する観点から、建議に盛り込まれた取組を含め、その業務量に見合った体制を確保する。特に、国土交通省は、今般の事案を踏まえ、早急に統計作成体制の立て直しを図る。</p> <p>【各府省、国土交通省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>ii) 各府省は、統計業務に必要とされる基礎知識・スキルを有する職員に対し、統計部門を支える意識を持つことができるよう動機付けを与えるとともに、そのような職員を中心に、職員に対して統計に関する専門能力や統計事業のプロジェクトマネジメント等の技能を十分に付与するため、計画的な人事運用を行う。総務省は、こうした職員が適切に評価され、処遇されるよう、さらには、その専門能力や技能が、同様な知識・スキルが必要とされる他の行政分野でも効果的に活用され、職員の活躍の場が広がるよう、必要な検討を行う。</p> <p>また、統計部門の経験の長いエキスパート職員が持つ専門能力や技能が、次の世代に確実に継承されるよう、国家公務員の定年延長の機会も活用して、エキスパート職員を若手の指導役とするなど体制上の工夫を行う。</p> <p>【各府省、総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>iii) 総務省は、各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>iv) 内閣官房及び総務省は、統計幹事を支える統計分析審査官について、公示前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となることができるよう体制へと大幅に見直し、その体制の強化を行う。また、各府省の統計幹事及び見直し後の統計分析審査官を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保する。</p> <p>さらに、見直し後の統計分析審査官に充てるための人材を安定的に確保・育成するため、研修の充実、人事交流を含む実務経験を通じた研鑽の機会の付与、優良事例の共有などを行う。また、見直し後の統計分析審査官ポストには、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格の取得者を充てる、統計分析審査官ポスト在職中に統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修を確実に受講させるなど、各府省が共同して統計分析審査官の確保・育成を行う。</p> <p>【内閣官房、総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p>	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方をおおむね了承</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計分析審査官の役割を重視し、より品質管理全般の中核となるような体制にするという提言を支持するので、是非実現させてほしい。

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
								<p>【地方公共団体との連携、民間事業者との協働】</p> <p>i) 各府省は、一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、その準備段階から、地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有を図り、意思疎通を十分に行う。また、実施状況報告において改善提案を求めるとともに、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）の機会に改善提案を求めるなど、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行う。</p> <p>【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>ii) 総務省は、各府省が行った意見聴取の実施状況を把握し、その結果に基づき、地方公共団体や民間事業者の意見を踏まえた統計作成プロセスの改善の好事例の横展開を図るとともに、統計作成ガイドブックに把握した手法や事例を掲載し、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要な改定を行う。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>iii) i) の意見聴取の内容を踏まえ、統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を検討する。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>iv) 総務省は関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、国の統計作成の知見を前提とした地域別統計の作成などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。併せて、地方公共団体に対する必要な技術的支援の一環として、国・地方公共団体の統計部局における優れた分析事例や推計技術等について、情報共有する方策を検討し、速やかに情報共有を行う。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>v) これまで実施してきた国と地方との人事交流の状況を踏まえつつ、引き続き、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進める。【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>vi) 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する都道府県の職員に対して、「統計データアナリスト」とび「統計データアナリスト補」の資格を付与することについて、地方公共団体の職員については、国の職員に対して資格付与をする場合の条件や認定内容と異なることに十分に配慮しつつ、認定事務の実施体制の確保を前提に、同資格付与について検討する。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p> <p>vii) 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する】</p>	<p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の統計調査員への支援だけでなく、新たな統計調査員をどのように確保していくかも検討が必要であり、地方公共団体の先行事例に関する情報共有の拡充とともに、大学との連携など官学連携を進めてほしい。 ・基本的な考え方掲げられている事項は、国と地方公共団体・民間事業者とのパートナーシップの強化に欠かせないものであり、一体となって実行できるよう推進体制を作つてほしい。 ・好事例の横展開は、可能な限り地方公共団体・民間事業者の担当者にプッシュ型で届くような取組を期待したい。

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
	2 統計人材の育成			○				<p>（職員の人材育成に関する取組）</p> <p>iv) 総務省は、各府省における統計の専門知識を有する人材の計画的な活用・育成を図るため、統計業務の経験や研修の受講状況、統計データアナリスト・統計データアナリスト補（資料20参照）の資格取得状況などの情報管理の在り方を検討する。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与など、資格取得促進のための方策を検討する。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>v) 総務省は、以下のア)～エ)の内容を盛り込んだ、各府省の職員に対するレベル別研修を行うとともに、各府省が統計職員の研修に活用可能な教材やコンテンツを充実する。また、その際、地方支分部局や地方公共団体の職員も含め、より多くの者が受講できるよう、オンライン研修を充実する。さらに、研究機関・大学とも連携し、より高度な専門性の確保に資する研修について検討する。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>ア) 業務マニュアルの整備や品質管理の重要性、P D C Aサイクルの実践のための技術など品質管理の基本的事項</p> <p>イ) 変更管理の重要性や手法</p> <p>ウ) 問題の早期発見・早期対処の重要性や、誤り発見後の対応ルールの内容</p> <p>エ) 統計に関する優良事例やヒヤリ・ハット事例</p> <p>vi) 各府省は、職員に対する研修（統計部局以外の部局の職員に対するものも含む。）において、統計の品質管理の重要性、統計関係法令や誤り発生時の対応ルールの概要などの基本的な内容を盛り込む。</p> <p>【各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方はおおむね了承</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方支分部局や地方公共団体の職員も研修が受講しやすいよう、オンライン研修を充実させるという点は非常に重要な提案であるため、是非実現させてほしい。 ・既存の研修では、統計分析の手法などの分析的な内容が多いように見受けられるが、標本論などの統計学の中でもデータを作成するための知識を習得できる研修も必要ではないか。

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
	3 統計リテラシーの醸成と 意識改革						○	<p>【誤りの発見・発生時の適切対処の徹底、備えと品質優先の組織風土の定着】 (研修等)</p> <p>i) 各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員は、職員が誤りを認識した場合に、誤り発生時の対応ルールに沿って速やかに適切に対応することができるよう、誤りが疑われる事案も含め、誤りの発見・報告及び対応を適切に行なった職員も積極的に評価するような品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図る。</p> <p>このような取組を促進するため、総務省は、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員を対象としたマネジメント研修等において、内閣人事局や統計・品質管理の専門家の協力を得て、こうした組織風土を確立するためのスキル向上の指導等を行う。また、統計作成プロセス診断などの場を活用して、各府省における取組やヒヤリ・ハット事案の報告を受けて専門家の指導を受ける機会を設け、その結果を横展開する。</p> <p>【各府省、総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>ii) 総務省及び各府省は、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発生時の対応ルールの浸透を図るための研修を行う。</p> <p>また、総務省は、各府省の統計関係職員（統計幹事、統計作成を統括する幹部・管理職員、統計を担当する一般職員等）が、誤り発生時に適切な対処を行なったかどうかについて、人事評価において評価が行われるよう努める。</p> <p>【各府省、総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>（情報の保存、記録の作成）</p> <p>iii) 各府省は、誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高める観点から、既に永年保存することされている調査票情報の電磁的記録に加え、以下の情報等を、「常用（無期限）」として保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データレイアウトフォーム、符号表等の当該データを定義するために必要な情報 ・母集団推計を行うための集計用乗率 ・行政記録情報など公表された統計を作成するために必要な情報 ・電子計算機処理に必要な情報、集計プログラム作成のために必要な仕様・それらの取扱要領、調査概要資料等 <p>併せて、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）IV 今後の取組 1 – iv) で改定した業務マニュアルに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。</p> <p>これらを徹底するため、各府省は、総務省及び内閣官房が連携し、令和4年度に改定を行なった誤り発見時の対応ルールのひな型に基づき、自府省の対応ルールを改定する。</p> <p>【各府省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p>	<p>【審議結果】 基本的な考え方をおおむね了承</p> <p>（主な意見） <ul style="list-style-type: none"> ・社会や統計ユーザーを第一に考え、誤りの発生自体ではなく、誤りに対しても速やかに対応できないことが問題との意識を持ち、品質優先で風通しのよい組織風土を形成するという建議の理念を明記してほしい。 ・統計不正事案を風化させないよう、各府省のマネジメントを担う幹部職員に危機感を持ってもらうことが極めて重要ではないか。 </p>

第4WG（共通基盤）審議状況

「◎」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
								<p>（品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上に関する取組）</p> <p>i) 各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員は、品質を優先する組織文化や風通しのよい職場環境を形成するとともに、誤りの発見・報告及び対応を適切に行なった職員も積極的に評価するものとする。</p> <p>こうした取組を推進するため、総務省は、各府省の統計幹事に期待される役割を分かりやすく整理して示すとともに、学識経験者や統計・品質管理の専門家などの協力を得て、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員を対象とした、統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を開発し、異動時期に開催するなど効果的に実施する。</p> <p>【各府省、総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>ii) 総務省は、各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員の人事評価について、統計の品質管理のための取組の状況、誤り発生時における対応の状況、担当職員の能力向上のための取組の状況などが評価対象に加えられるよう努める。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>iii) 各府省の統計部局以外の幹部・管理職員についても、統計の重要性や統計に誤り等があった場合に生じる問題、統計作成のマネジメントの必要性や手法などの基本的事項を学ぶことができるよう、総務省は、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などに対し、必要な情報や事例などコンテンツの提供を行う。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>	

第4WG（共通基盤）審議状況

「○」は確定、「○」は一部修正（座長一任）、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1)	第2回 (7/15)	第3回 (8/3)	第4回 (9/2)	第5回 (9/22)	第6回 (9/29)	次期基本計画に関する 基本的な考え方（案）	審議状況
4 中央統計機構の役割				○				<p>i) 総務省は、業務マニュアルの整備・更新や点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己診断）及び統計作成プロセス診断の診断結果を踏まえた対応、変更管理などについて、各府省からの相談に的確に対応できるようにするために、相談窓口及び相談に基づく個別支援のための体制を充実する。</p> <p>また、これらの対応を行う際に、専門的な知見を活用するため、民間の学識経験者や専門家によるアドバイザリー機能を整備する。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>ii) 総務省は、統計委員会と連携しつつ、当分の間、今般の点検・確認や統計作成プロセス診断等において課題等が把握された各府省の統計調査を中心に、調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。その際、こうした取組により、調査計画の審査が遅延することのないよう、審査担当部署の体制を充実するとともに、統計研究研修所との連携を強化する。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <p>iii) 総務省は、本報告書に盛り込まれた取組を推進する観点から、「中央統計機構」（総務省政策統括官（統計制度担当）、統計局、統計研究研修所及び（独）統計センター）がこれまで行ってきた以下の業務を充実するとともに、必要な体制の強化及びリソースの確保を図る。</p> <p>【総務省；令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計分析審査官の支援（見直し後の追加業務についても支援） ・政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化（e-Surveyyの機能・運用の充実、汎用的な集計ツールの開発検討、e-Statの機能充実、マニュアルのデジタル化、審査・集計システムや仕様作成など集計プロセスに関する研修） ・統計研修、統計作成に関する各府省からの相談への対応及び相談に基づく個別支援（外部の学識経験者や民間専門人材の活用） 	<p>【審議結果】</p> <p>基本的な考え方はおおむね了承</p>

(注) 第1回のWGでは、当面の審議の進め方と第Ⅲ期基本計画の取組状況（共通基盤部分）を概括的に報告・審議